無料法律相談窓口

日州医事　第867号より転記

弁護士法人きさらぎ 弁護士 高山 桂　先生
（宮崎県医師協同組合顧問弁護士）

相談内容　職員退職後の情報漏洩について

質　問

Q.当院を退職した看護師が，転職先の病院に当院の秘密情報を無断で漏洩していることが発覚しました。また，他の退職したスタッフが，当院の患者情報を持ち出したケースもありました。

職員は在職中には守秘義務があるため，当院の情報を漏洩することは許されないと思います。しかし，当院としては，退職した職員においても当院の情報を外部に漏洩することを防止したいと考えております。

この場合，どのような対策を行うべきでしょうか？

回　答

A.退職者による情報流出から，秘密情報を保護する手段として ① 不正競争防止法による保護と ② 秘密保持の合意による保護の２つが考えられます。

不正競争防止法とは，退職するスタッフが勤務先の営業秘密（ノウハウや顧客情報）を無断で持ち出し，転職先の職場で使用することを禁止する法律です。この法律は，① 秘密として管理されていること ② 有用な情報であること ③ 公然と知られていないことの３つの要件を満たす情報を，外部に持ち出すことを禁じています。院内でしか用いられていないノウハウや患者情報は，当該営業秘密に該当しますので，無断で漏洩した場合，不正競争防止法違反となります。

以前では，新規開業する医師が，以前の勤務先の患者に対して開業の挨拶の手紙を送るために患者情報を持ち出すことがよくありましたが，当該行為は法令違反となる可能性が高く，実際に医師が逮捕された事例もあります。ご相談の事例も，当該不正競争防止法違反の可能性が高いことから，至急情報の使用をやめるよう警告をすることがよいでしょう。

また，当該営業秘密に該当しない情報であっても，退職するスタッフとの間に院内の情報漏洩を禁止する秘密保持の合意書を作成していれば，情報漏洩を防ぐことができます。

そのため，このような情報漏洩問題を生じさせないためには，日頃から院内の情報管理を徹底するとともに，退職するスタッフに対して情報を漏洩させないように書面で誓約させるなどの情報管理が重要です。